

坂出市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

坂出市教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状	2
2	目標	2
3	計画の期間	3
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	5

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

坂出市教育委員会は、教職員一人ひとりが心身ともに健康で、やりがいと誇りをもって教育活動に専念できる職場環境の実現をめざしている。教職員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることは、持続可能な学校運営の基盤であり、教育の質の向上と子どもたちの健やかな成長につながるものである。そのために、教職員の業務量管理と健康確保措置を総合的に推進する指針として、「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定する。

(2) 本市の現状

本市では、令和2年3月に、「坂出市立学校の管理運営に関する規則」に所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限を定めるとともに、その「方針」と「教職員の働き方改革プラン」を示し、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

時間外在校等時間が45時間を超える教職員の割合が48%とまだまだ多い状況である。調査・報告や各種会議、学校行事の準備・運営、生徒指導や保護者、地域の要望への対応などの業務への負担感が大きくなっており、業務の適正化、効率化を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・ 1年間における1か月時間外在校等時間の平均を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標 ※【 】内はR6年度

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。 【平均…16日】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる。
【10.5%…26人/248人】
- ・ 教職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3 計画の期間

- ・ 令和8年度 ～ 令和10年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- ◇ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（3分類-①）
 - ・ 各校区や地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。PTAや学校運営協議会などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ◇ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（3分類-②）
 - ・ 放課後から夜間における見回りについては、坂出市育成センター補導員（常駐・非常駐補導員）が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - ・ 少年育成センター常駐連絡会や学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ◇ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（3分類-⑤）
 - ・ 計画期間中に、首長部局と連携し、保護者等からの苦情や相談について、学校が弁護士などの専門家に相談できる体制を整備し、過剰な苦情や不当な要求については、学校任せとせず、教育委員会などが組織的に対応できる体制の構築をめざす。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ◇ 調査・統計等への回答（3分類-⑥）
 - ・ 校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ◇ 部活動（3分類-⑬）
 - ・ 平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、部活動指導員の配置拡充をさらに進める。令和13年度までに、原則、休日の部活動の地域展開をめざす。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇ 授業準備、学習評価や成績処理（3分類－⑮⑯）

- ・ 校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、採点作業や成績処理や児童生徒管理に係る事務負担を軽減する。また、授業準備等を補助する校務支援員の配置を拡充する。

◇ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（3分類－⑲）

- ・ 学校内において、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等との定期的な情報共有や連絡会議を設け、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・ 学校の多様なニーズに応じるために、特別支援教育支援員、教育支援センター講師の派遣の拡充とともに、医療・福祉に関する専門的な知見を有する方への相談体制を構築する。
- ・ 医療・福祉・警察等の関係機関と学校が連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・ 様々な学校課題(学力向上、生徒指導、特別支援、日本語指導など)への対応、及び教職員の指導育成の充実を図るために、「さかいでスクールサポートティーチャーの配置事業（経験豊かな教職員経験者の配置）」の拡充をさらに進める。

(2) 学校における措置の推進

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 朝の活動や集会等、日々の教育活動のねらいを明確にするとともに、教職員の資質向上のための個別最適な学び・協働的な学びの時間を確保するために、日課表や週時程の見直しと工夫を行う。
- ・ 学校-家庭-地域をつなぐ連絡システムの導入、出席簿や学びのたよりのデジタル化により校務の効率化を図り、「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を80%にする。
- ・ 勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を全校に設置する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ・ 1か月時間外在校等時間80時間以上が連続した教育職員には、校長が面談を行い、状況の確認とともに業務の改善とメンタルヘルスについて助言する。状況が改善しない場合は、教育委員会が校長に対して状況の確認及び指導を行う。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置するとともに、長時間労働が連続している教職員については、健康管理のため、医師による面接指導を受けることができるよう態勢を整える。

- ・ 全教職員にストレスチェックを実施し、集団分析の結果等を活用して職場の改善を推進する。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・ 長期休業等の期間中に7日間の一斉閉校期間の設定(令和6年度から実施)に加え、令和8年度中に、学校における定時退校日を月1回以上設定するよう推進する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の時間外在校等時間の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、校長会など様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容や具体の項目について協力を得られるよう周知を行う。